

## 大竹市地域公共交通活性化協議会 平成23年度事業予定

## ■ 国補助制度の状況

国土交通省においては、新たな事業として平成23年4月1日より「地域公共交通確保維持改善事業」が施行される。

これにより、従来の「活性化・再生法による補助制度」とは大きく仕組みが異なることとなる。(別紙「参考資料」参照)

しかしながら、事業実施の2年目または3年目にあたる協議会においては、特例の経過措置が設けられ、23年度に限り事業が継続できることとなっている。

本協議会においては次年度がその3年目にあたることから、原則的には「活性化・再生法」に基づいて、これまでどおり事業を展開する予定である。

また、かねてより議論されてきた「交通基本法」については、その骨子が固まり、本年5月～6月の国会において審議される予定となっている。

## ■ 実証運行の継続

現在実証運行を行っている次の2路線について、実証運行を継続するとともに平成24年度からの本格運行を見据え、運行内容の検証や施設整備など準備を進める。

- おおたけ幹線バス（こいこいバス）の実証運行
- 三ツ石乗合タクシー

## ■ 新たな支線交通の実証運行

現在検討を進めている地域において、引き続き検討・調整を進め、実証運行を開始する予定。

- 玖波7丁目
- 小島地区

また、これら以外の地域においても検討の啓発に努め、住民協働による導入に向けて取り組みを展開する。

## ■ 既存路線バスの見直し・改善

- 大竹・栗谷線

地域の要望により本年1月から大竹駅までの直行便（平日：1往復）を運行しているところであるが、あくまで暫定措置である。利用者は減少傾向であり運行損益も増大しているなか、沿線の移動手段のあり方について地域住民と根本的な検討を行う。

- 坂上線

運行間隔が空いている時間帯もあり、地元からは増便（1便程度）の要望があることから、その実現の可能性と具体的な内容について共同補助を行っている岩国市と協議を進める。また、可能な限り幹線バス（こいこいバス）との乗継の円滑化を図る。

## ■ 啓発及び利用促進事業

将来にわたり持続可能な公共交通体系の実現に向けて、市広報をはじめとした啓発活動を行う。

また、特に23年度においては小学生・中学生を対象とした※モビリティ・マネジメントを計画しており、すでに市内の各校長へは実施の依頼を行っている。

これらの着実な取り組みにより、一人でも多くの方に「公共交通」の必要性や意義の浸透を図る考えである。

### 【モビリティ・マネジメント】

過度にマイカーに依存した生活を改め、「賢く上手に公共交通を活用する生活」へ考え方やライフスタイルの転換を促す働きかけのこと。

例) バスの乗り方教室、高齢者疑似体験、環境学習、利用者調査 など

## ■ 計画事業推進業務

これらの事業を円滑かつ効果的に実施するため、知識とノウハウを有するコンサル会社と連携し事業展開を図る。

## ■ スケジュール（目安）

事業内容	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
幹線（こいこい）バス	実証運行の継続。必要に応じ改善			
三ツ石乗合タクシー	実証運行の継続。必要に応じ改善			
玖波7丁目支線交通	運行内容の検討・調整	実証運行		
小島地区支線交通	運行内容の検討・調整			実証運行
大竹・栗谷線		地域住民との協議		
坂上線	岩国市との協議			
啓発事業	市広報は毎月発行。MMIは随時（2回/年程度を想定）			
計画事業推進業務	業務委託			